

「三位一体改革」と個人住民税拡充論

——大阪府内と京都府内の市町村におけるシミュレーション分析——

栗田 但馬

はじめに

- I. 「三位一体改革」と税源移譲シミュレーション
 - II. 大阪府内の44市町村における「三位一体改革」のシミュレーション
 - III. 京都府内の44市町村における「三位一体改革」のシミュレーション
 - IV. 「三位一体改革」シミュレーションの含意
- ま と め

はじめに

「三位一体改革」は国から地方への財政移転（国庫支出金と地方交付税）の縮小と税源移譲を一体的に行うことを意味し、財政分権の実現をめざすものである。政府はいわゆる「骨太方針2003」（2003年6月）において、国庫支出金の約4兆円縮減と基幹税の税源移譲を打ち出している。所得税の一部移譲、そしてこれを個人住民税に移し替えることはその1つであるが、地方税源拡充の最有力手段として大方の合意が得られている。この改革は都道府県と市町村の双方に関わるが、本稿では基礎自治体である後者への影響に焦点をあてる。

「三位一体改革」や個人住民税拡充論の評価にあたっては、次の2点が決定的に重要である。第一に、市町村間で人口規模、産業構造、財政力に大きな差異があるため、この研究では都市、農村両自治体への異なる影響の問題が核心的位置を占める。第二に、個人住民税の税率のあり方である。所得税の移譲による個人住民税（所得割）の拡充に関するシミュレーションは比例税率（10%）を想定すると、所得水準の高い都市自治体では税収増加率、したがって平均的負担水準の引上げ幅は小さく、逆に所得水準の低い農村自治体ではそれらが大きくなる。これは望ましい姿ではないが、それは個人住民税の比例税率化の下での必然的な結果である。

小論の課題は、第一に、個人住民税所得割の課税標準額を用いた税源移譲シミュレーションに関して、「平均負担率」という概念を用いて都市、農村の両自治体への影響を総括することである。第二に、大阪府内と京都府内の全市町村を事例に個人住民税（所得割）の比例税率化のケース、現行の軽度の累進税率を堅持するケースについて「三位一体改革」のシミュレーションを行い、その含意を明らかにすることである。

本研究の意義は一方で、都市自治体が個人住民税拡充と財政移転縮小との相殺によって財政自立度を高め、交付税依存度を低下させる度合いが示されることである。他方、農村や過疎地域の

自治体で税源拡充の効果は小さく、財政移転の規模は依然として大きくなることが導かれる。

I. 「三位一体改革」と税源移譲シミュレーション

1. 税源移譲と個人住民税拡充の位置

政府の「三位一体改革」に関する当面の政策は「骨太方針2003」¹⁾に明示されている。その主な内容は次の5点である。①改革期間は06年度までの3年間、②公共事業を含む4兆円程度の補助金の廃止・削減、③国から地方への基幹税の税源移譲（税源移譲の目標は義務経費が補助金削減額の10割、その他の経費は8割とする）および地方の課税自主権の拡大、④地方交付税の財源保障機能の縮小および不交付団体の割合の拡大、⑤地方財政計画の歳出の徹底的な見直し、である。しかし、改革の具体化には各省庁の抵抗や政治的要因などにより紆余曲折があることは、新聞紙上で十分に知ることができ、誰の目にも明らかである。

この改革には「三位一体」と呼ばれるように3つの側面がある。第一に、「4兆円の国庫補助金の廃止・削減（一部一般財源化）」は、実現可能性が最も高い普通建設事業費支出金（2001年度決算ベース都道府県3.69兆円、市町村1.46兆円）の3年度間での1割削減、争点になっている義務教育費負担金（都道府県3.01兆円）の全額廃止、その他として保育所運営費負担金、各種奨励的補助金や交付金の見直しに相当するといえる（『地方財政統計年報』）。第二に、個人住民税所得割の「10%の比例税率化」であり、これに伴う所得税を対象にした税源移譲の額は理論的に3兆円強とされている。これは「4兆円」の8割に等しい。第三に、地方交付税の量的水準は地方税と補助金の改革、また、地方財政計画の歳出の見直しなどに応じて変動するが、結果的に低下することになる。

地方分権一括法の施行（2000年4月）により、中央・地方両政府間の事務再配分は大幅に見直され、最大の課題は団体自治とあわせて「車の両輪」というべき税源再配分（国から地方への税源移譲）となっている。税源移譲すなわち地方税拡充による「歳入の自治」、さらに自治体の税財源システムの確立なくして、真の意味で分権や地方自治の前進はおぼつかない。これによって国税と地方税の比率を50：50に、そのうえ地方の支出と税収のアンバランスを是正することが必要となる。したがって、税源移譲はこの改革の成否を握るのであり、これが実現しないと「三位一体改革」は財政移転の縮小だけに終わる。

税源移譲と地方税拡充の最有力手段については、所得税の重要な一部の移譲と個人住民税所得割の拡充で大方の合意が得られている。この実施については都道府県と市町村の税源移譲額の配分をどうするかが論点の1つである。本稿では基礎自治体である市町村にウエイトを置いたケースを想定する。複数の配分比率が考えられるが、これまでの研究にみるように「3：7」（ないしその近似値）を前提とし、これに応じて3兆円強を配分する。それは道府県民税と市町村民税の「所得割額」（2002年度）の比率「2.8：7.2」にもとづく（総務省『平成14年度市町村課税状況等の調』）。

一口に市町村といっても人口規模、産業構造、財政力に大きな差異があるため、都市と農村、また個々の団体への異なる増収効果を明らかにする必要がある。これが個人住民税（所得割）拡

充のあり方の評価にあたって決定的な意義を持つ。これについては現行の軽度の累進税率（市町村民税3%、8%、10%、道府県民税2%、3%）を堅持する、あるいはそうではなく比例税率化を想定する2つの立場がある。税源移譲シミュレーションに際しては、従来の研究にみる所得割の課税標準額の活用方法が重要なポイントになる。それが両者で異なると思われるからである。本稿のスタンスは前者であり、後者に否定的である。その理由として次の2点が考えられる。

第一に、比例税率の下では、前者に比して農村自治体で税収の増加率、したがって納税者負担の引上げ率がより高いのに対し、都市自治体ではどちらもより低くなることである。というのは、課税標準額に対する「平均負担率」という指標を用いると、それは現在、農村地域において低く、都市地域では高いからである。第二に、各納税者の個人住民税の負担引上げ（率）が前者では同じであることを前提とするが、後者では低所得層で著しく高いのに対し、高所得層にはむしろ減税をもたらすことである。この点は後にさらに具体的に説明される。

2. 個人住民税の比例税率化シミュレーションの問題点

独自の個人住民税拡充シミュレーションの方法を検討するために、従来のそれを整理し、その限界を示す。とくに技術的な問題に焦点をあてる。

「三位一体改革」や地方税拡充論にとって、シミュレーション分析は強いインパクトを与える²⁾。これによって自治体財政のあり方が鮮明にみえてくるからである。従来、都道府県に比して市町村ではマクロでみるケースが大部分であったが、兼村高文教授らによる市町村民税均等割額の引上げと所得割の各税率（3段階）の「一律引上げ（3%、5%、7%の3ケース）」、また、均等割の廃止と所得割の「10%比例税率化」の両モデルでは統計の収集や加工が容易になったことから個々の団体（千葉県内、島根県内）が対象とされている。兼村論文では都市部と農村部の団体への影響の違いが明確になっている点に大きな意義があったといえる³⁾。内閣府（『平成13年版経済財政白書』01年12月）、岡本直樹・吉村恵一両氏のシミュレーション（所得割の「10%比例税率化」、地方消費税の「2.5%化」）は「三位一体改革」に多大な影響力を持つ「骨太方針」およびその関連議論に基づいて、地方交付税や国庫補助負担金も加味して行われ、「改革」の具体化に有益な素材を提供している⁴⁾。

岡本・吉村両氏による「比例税率化」シミュレーションをみると、各府県・市町村における税収増加見込額（税源移譲額）は所得割の課税標準額の合計に（比例）税率を乗じて得た改革後算出税額から現行算出税額を引き、所得割の徴収率を乗じて算出される。その税率は地方への税源移譲額の都道府県と市町村の配分割合（率）と同じであると考えられる点に「比例税率化」の第一の特徴がある。例えば、理論的に10%で約3.2兆円の税収増加見込額となることを踏まえ、両氏は道府県民税3%、市町村民税7%と設定しているので、「3 : 7 = 1兆円 : 2兆円強」となる。市町村全体（2002年度）で言えば、「(118.3兆円×0.07-6.2兆円)×徴収率」で近似する（総務省『平成14年度市町村課税状況等の調』p.36~p.37）。「3%（0.98兆円）」と「7%（2.22兆円）」は、道府県民税と市町村民税の算出税額（02年度）の比率である「2.9 : 7.1」におおよそ等しくなる。

「10%比例税率化」は理論的に3兆円強の増収となる、という言い方は間違いではないが、彼らにはその実施に関わる基本的かつ核心的な議論が欠けている。課税標準額の合計では現行の複

数段階の課税所得金額階級, さらに各納税者の所得の程度を完全に無視している。また, 国の所得税の税率構造や課税ベース, 各納税者の税負担の変動に対する調整との関係をどうするのか, という議論の段階で大きな意味を持つとは必ずしもいえない。「三位一体改革」の成否を握る税源移譲が急がれる状況では, 現行システムに沿った実践的な議論を展開し, 納税者に対して明確, かつ十分な説明責任を果たすことが求められる。そのためには課税標準額の合計で所得割額の合計を除いて算出される「平均負担率」という概念を用い, これと「(比例)税率」を区別する必要がある。これらを同じに考えることができる点に「比例税率化」の第二の特徴があるが, 後者と違い前者では改革前後の数値を算出することで各府県・市町村の税負担の変化を把握することができる。さらに各課税所得金額階級で求められる「負担率」(=所得割額/課税標準額)は, 低・中・高所得層の税負担の変化を明確にするために有効となる。これらの導入にきわめて重要な意義がある。

従来の個人住民税拡充シミュレーションの問題はそれだけにとどまらない。兼村論文は現行の住民税が応益性(負担分任)と応能性(所得課税)の両特性を持っている点を踏まえ, いずれを重視する論者にも有効なインパクトを与えている。しかし, シミュレーションに際し, 「そこに住民税の曖昧さがあり, 税源を拡充したときにその矛盾が指摘される」と述べるものの, その結果, 実現可能性の点ではどちらにウエイトを置くことが望ましいか, については触れていない。また, 所得割の「10%比例税率化」の設定は(現行の)軽度の累進税率(の維持)か, あるいはそうではない比例税率化か, という問いを投げかけた点で重要な意義を持つ。しかし, これについてもインプリケーションを明確にしていない。これらは従来の研究や論争のなかで, 理論上いずれかで合意が形成されているとは必ずしもいえないため, その作業を行うことはかなりの影響を与えるに値する。⁵⁾

これまでの個人住民税所得割拡充のシミュレーションでは, その意味づけが行われていない。「平均負担率」ないし「負担率」と「税率」の区別が十分に認識されていない点にその主たる要因があるといえる。

3. 独自のシミュレーションの方法

個人住民税の税率のあり方には比例税率化と現行の軽度累進税率の堅持という2つがありうる。これらのケースにおける「三位一体改革」のシミュレーションを行い, その含意を明らかにするために, 独自の手法として課税標準額に対する「平均負担率」および「負担率」という概念を導入する。

現行の所得割の課税標準額に対する「平均負担率」は道府県民税で1.87% (=2.216529兆円/118.313639兆円), 市町村民税で4.73% (=5.598866兆円/118.311794兆円)である(『平成14年度市町村課税状況等の調』)。また, 前者では2段階, 後者では3段階の課税所得金額階級の課税標準額に対する「負担率」を求めると, 前者では「700万円以下」で1.73% (=1.584842兆円/91.700845兆円), 「700万円超」で2.37% (=0.631687兆円/26.612794兆円), 後者では「200万円以下」で2.61% (=0.816756兆円/31.243066兆円), 「200~700万円」で4.48% (=2.710594兆円/60.455234兆円), 「700万円超」で7.78% (=2.071516兆円/26.613494兆円)が得られる。「比例税率化」シミュレーションでは「3兆円強」を用いると, どの水準で「比例負担率化」をはかる, 言いかえれば,

いくらの「平均負担率」を設定することができるのか、ということになる。結果的に、それらが3%と7%の合計「10%の比例税率」として実施されるかどうかは別問題である。

税源移譲額を地方全体で3.2兆円と設定し、道府県民税と市町村民税の「所得割額」の比率「2.8（約2.2兆円）：7.2（約5.6兆円）」に応じてそれを配分すれば、「0.90兆円：2.30兆円」が得られる（『平成14年度市町村課税状況等の調』）。各「負担率」が同じになり、かつ0.90兆円、2.30兆円になるように上乘せする逆進負担率を各段階で求めればよい。道府県民税では2.60%の平均負担率とし、「700万円以下」の階級では現行の1.73%に0.87%、「700万円超」のそれでは2.37%に0.23%を加える。税収増加額は0.86兆円となる。市町村民税では6.70%の平均負担率とし、「200万円以下」では現行の2.61%に4.09%、「200～700万円」では4.48%に2.22%を加え、「700万円超」では7.78%から1.08%を引く。税収増加額は2.33兆円となる。なお、市町村で7%の平均負担率にすると、2.69兆円の税収増加となる。

「負担率」を用いると、現行の軽度の累進税率（3段階）を前提とした「一律負担率引上げ」のシミュレーションを行うことができる。税源移譲額が地方全体で3.2兆円であるとすれば、道府県民税、市町村民税の順で各階級0.8%、1.9%の「負担率」引上げで税収増加額は0.95兆円、2.25兆円となり、0.90兆円と2.30兆円に対する近似値を得ることができる。システム改革の段階では「1%」、「2%」の税率引上げになることが想定される。兼村論文が示すように、「一律税率引上げ」は現行システムにおける税負担の公平性を確保できることから、「一律負担率引上げ」についても同様のことがいえる。なお、兼村教授によるシミュレーションでは、その性格上、税源移譲額（地方全体）およびその都道府県と市町村の配分割合が設定されていないことから、「税率」を「負担率」に読み替えれば税収増加額を算出することができる。

「比例負担率化」と「一律負担率引上げ」が持つ性格の相違点は次の2点である。第一に、後者に比して前者では所得水準の高い都市自治体ほど税収増加率、したがって平均的負担水準の引上げ幅は小さく、逆に所得水準の低い農村・過疎自治体ほどそれらが大きくなる。第二に、後者と違い前者では低・中・高所得層で税負担の変化が大きく異なる。つまり、所得水準が高い納税者ほど負担軽減、それが低い納税者ほど負担増大となる。市町村民税所得割の「6.7%比例税率化」では、低所得層の「負担率」は現行の2.6倍増大し、「1.9%一律負担率引上げ」の1.7倍に比して大きな格差がある。「5%台（市町村民税）の比例税率化」にすれば、より多くの都市自治体が財政自立化に逆行していくことになるということが出来る。いずれにせよ現行システムに沿った実践的な議論を幅広く展開し、納税者に対して明確、かつ十分な説明責任を果たすためには少なくとも両タイプのシミュレーションが提示されなければならない。

税源移譲額を3.2兆円とすれば、個人住民税所得割の「比例税率化（比例負担率化）」では道府県民税で2.6%、市町村民税で6.7%の合計9.3%の「平均負担率」、現行の累進税率を前提とした「一律負担率引上げ」では道府県民税、市町村民税の順で各階級0.8%、1.9%の「負担率」引上げが有効となる。

これまでの議論の小括として次の2点を強調しておく。第一に、個人住民税所得割の課税標準額に対する「平均負担率」という概念を導入すると、税源移譲シミュレーションの意味が明確になる。第二に、「9.3%比例税率化」では、都市自治体において税収増加率は低く、財政自立度（歳入に占める地方税の割合）の上昇はそれほど大きくならない。これは財政分権を推進するために

表1 大阪府内の市町村における「三位一体改革」のシミュレーション

(金額:千円)

	人口 (2002.3.31: 人)	納税義務者 数(00年分: 人)	総就業 者数に 占める 第1次事 業従事 者割合 (00年国 課:%)	個人市 町村民 税所得 均負担 率(%)	歳入に 占める 地方税 の割合 (%)	税収増加額	1納税義 務者当 りの税 収増加 額	改革後 の個人 市町村民 税所得 均負担 率(%)	改革に よる個人 市町村民 税所得 均負担 率の増 加度	地方税 増加率 (%)	歳入に 占める 地方税 の割合 (改革 後:%)	改革に よる歳入 に占める 地方税 の割合 の増 加度 (%)	歳入に 占める 普通交 付税の 割合 (%)	普通交付税減 少額	人口1人 当りの 普通交 付税減 少額	普通交 付税減 少率 (%)
大阪市	2,484,326	963,194	0.1	4.9	35.7	43,101,533	44.7	6.8	1.94	6.5	38.2	2.4	4.2	36,678,116	14.8	47.1
堺市	787,833	299,664	0.4	4.9	48.2	14,268,110	47.6	6.9	1.94	11.3	53.3	5.0	8.8	11,419,328	14.5	49.6
東大阪市	496,747	197,659	0.3	4.8	47.4	9,079,119	45.9	6.8	2.03	10.8	52.1	4.7	7.1	7,260,658	14.6	57.7
枚方市	401,753	161,720	0.5	5.1	57.4	8,059,989	49.8	6.9	1.82	13.5	64.3	6.9	8.0	6,482,677	16.1	78.1
豊中市	387,869	157,877	0.2	5.6	51.3	6,666,932	42.2	7.0	1.39	10.2	54.8	3.4	1.7	2,129,580	5.5	100.0
高槻市	353,362	149,258	0.5	5.0	52.9	7,293,989	48.9	6.9	1.93	13.9	59.6	6.7	8.7	5,730,548	16.2	66.8
吹田市	342,112	143,265	0.1	5.5	64.5	6,483,164	45.3	7.0	1.48	9.9	66.7	2.2	0.0	0	0.0	0.0
八尾市	268,012	106,647	0.9	5.1	42.8	4,943,303	46.4	7.0	1.92	11.8	47.5	4.7	7.2	3,986,509	14.9	57.0
茨木市	257,577	108,969	0.8	5.1	62.2	5,360,985	49.2	6.9	1.79	11.8	66.2	4.0	2.0	1,424,034	5.5	100.0
寝屋川市	248,464	99,434	0.3	4.8	43.6	4,879,015	49.1	6.9	2.09	16.1	50.0	6.4	15.9	3,899,275	15.7	35.2
岸和田市	201,689	73,774	1.6	4.8	37.7	3,550,327	48.1	6.9	2.13	13.8	42.5	4.8	16.2	2,904,558	14.4	26.2
和泉市	174,775	64,342	1.0	4.8	36.4	3,253,392	50.6	6.9	2.08	15.6	41.7	5.3	13.0	2,564,089	14.7	34.3
守口市	149,649	59,302	0.1	4.7	49.6	2,763,618	46.6	6.8	2.11	10.9	54.5	4.9	7.9	2,241,136	15.0	55.1
門真市	134,291	52,515	0.3	4.5	45.2	2,377,423	45.3	6.7	2.19	11.2	50.1	4.8	7.6	1,818,357	13.5	51.4
松原市	131,043	48,400	0.5	4.7	40.7	2,280,994	47.1	6.9	2.14	15.2	46.5	5.7	22.8	1,856,238	14.2	22.2
大東市	126,833	50,001	0.2	4.6	46.0	2,402,953	48.1	6.8	2.22	12.7	51.5	5.5	7.2	1,871,296	14.8	63.2
富田林市	125,447	45,588	1.7	5.1	43.0	2,202,740	48.3	7.0	1.86	14.7	48.9	5.9	16.3	1,786,849	14.2	31.6
箕面市	121,232	50,169	0.9	5.9	50.3	2,129,550	42.4	7.1	1.24	9.2	52.5	2.2	0.0	0	0.0	0.0
羽曳野市	120,976	44,726	1.4	5.0	38.9	2,209,289	49.4	7.0	2.02	16.4	44.8	6.0	20.2	1,754,028	14.5	25.0
河内長野市	121,717	46,237	1.0	5.3	39.3	2,256,437	48.8	7.0	1.74	14.4	44.5	5.2	10.0	1,812,825	14.9	45.3
池田市	99,779	41,126	1.1	5.4	54.8	1,920,436	46.7	7.0	1.60	10.8	59.1	4.3	3.1	999,470	10.0	100.0
泉佐野市	99,208	36,669	2.9	4.6	63.5	1,756,165	47.9	6.8	2.29	8.1	65.4	1.9	0.0	0	0.0	0.0
貝塚市	88,326	32,224	1.7	4.7	44.5	1,520,685	47.2	6.9	2.17	13.2	50.0	5.4	19.4	1,244,973	14.1	24.8
摂津市	84,039	36,883	0.3	4.6	62.7	1,777,482	48.2	6.7	2.13	9.3	65.4	2.6	0.5	156,850	1.9	100.0
柏原市	76,861	29,825	1.3	4.8	41.4	1,491,040	50.0	6.9	2.13	15.5	47.3	5.9	19.6	1,206,958	15.7	26.4
交野市	77,782	31,171	0.9	5.1	46.0	1,620,089	52.0	7.0	1.89	16.9	53.0	7.0	19.7	1,314,321	16.9	32.1
泉大津市	75,905	28,103	0.2	4.8	45.9	1,362,109	48.5	6.9	2.12	11.5	50.8	4.9	12.0	1,141,350	15.0	36.7
藤井寺市	66,401	25,477	0.4	5.0	45.3	1,199,194	47.1	6.9	1.91	14.0	51.2	5.8	19.4	981,872	14.8	26.7
泉南市	64,577	21,786	2.9	4.7	49.7	1,091,870	50.1	6.9	2.24	10.9	54.7	5.0	9.4	877,777	13.6	46.3
高石市	62,005	24,004	0.3	4.9	49.6	1,243,082	51.8	6.9	2.04	9.6	52.2	2.6	0.0	0	0.0	0.0
阪南市	59,866	21,609	1.9	4.9	40.8	1,110,982	51.4	7.0	2.14	18.0	47.6	6.7	24.0	905,722	15.1	25.0
大阪狭山市	56,100	22,338	1.0	5.4	47.3	1,032,916	46.2	7.0	1.59	13.4	53.1	5.8	16.7	844,669	15.1	30.9
四條畷市	56,000	22,045	0.6	4.8	41.5	1,073,436	48.7	6.9	2.05	15.2	47.3	5.9	20.8	888,604	15.9	25.1
熊取町	43,064	16,628	1.9	5.0	44.2	843,866	50.7	7.0	1.93	18.0	52.2	8.0	21.6	815,261	18.9	35.6
美原町	38,289	14,627	1.5	5.1	50.6	701,743	48.0	7.1	1.95	10.9	56.2	5.6	7.5	684,836	17.9	71.2
島本町	29,979	12,292	0.6	4.9	51.0	657,064	53.5	6.9	2.01	12.8	57.5	6.6	13.4	635,360	21.2	47.0
豊能町	26,309	10,168	1.8	5.6	40.0	494,655	48.6	7.1	1.51	16.6	46.7	6.7	24.0	502,109	19.1	28.1
岬町	19,765	7,289	2.6	4.8	34.9	358,644	49.2	6.9	2.08	13.0	39.7	4.7	17.1	382,124	19.3	28.2
忠岡町	16,998	6,358	0.7	4.5	39.2	300,693	47.3	6.7	2.28	11.5	44.0	4.7	25.0	330,319	19.4	19.9
河南町	16,559	5,929	6.5	5.1	30.2	297,033	50.1	7.1	1.95	17.2	35.7	5.5	29.8	303,634	18.3	17.7
太子町	14,214	5,101	4.6	5.0	29.8	269,248	52.8	7.0	2.02	17.3	35.2	5.3	28.6	277,441	19.5	18.6
能勢町	14,445	4,928	7.5	4.5	22.8	256,200	52.0	6.9	2.35	20.0	27.6	4.8	30.9	272,381	18.9	15.7
田尻町	7,038	2,656	3.1	4.6	84.8	133,079	50.1	6.8	2.24	2.6	85.1	0.3	0.0	0	0.0	0.0
千早赤阪村	7,001	2,644	8.1	4.9	22.1	134,802	51.0	6.9	2.04	19.0	26.6	4.4	35.1	156,380	22.3	13.9
市全体	8,402,556	3,296,001	0.9	5.0	42.4	153,762,352	46.7	6.9	1.90	9.7	46.2	3.8	6.4	108,182,668	12.9	54.0
衛星市(大阪府除)	5,918,230	2,332,807	0.7	5.1	49.0	110,660,819	47.4	6.9	1.90	12.1	53.9	4.9	8.6	71,504,553	12.1	57.3
町村	233,661	88,620	2.7	5.0	43.1	4,447,027	50.2	7.0	2.00	12.7	48.7	5.6	19.0	4,359,845	18.7	37.2
合計	8,636,217	3,384,621	-	5.0	42.4	158,209,379	46.7	6.9	1.90	9.8	46.2	3.8	6.7	112,542,513	13.0	53.0

(出所)大阪府市町村課税状況等の調査、地方財政調査研究会編「市町村別決算状況調査」、大阪府刊自治大阪など

望ましくないことを示唆している。

4. 「三位一体改革」シミュレーションの方法

都市と農村、また個々の団体への「三位一体改革」の影響は次の方法によって明らかにされる。この分析では全体として都市地域である大阪府、広大な農村地域を持つ京都府の全市町村を対象

	(金額:千円)													
	歳入に占める普通交付割合(改革後:%)	改革による歳入に占める普通交付割合の減少度	普通建設事業費支出金削減額	人口1人当りの普通建設事業費支出金削減額	地方債発行削減額	人口1人当りの地方債発行削減額	歳入変動額	人口1人当りの歳入変動額	歳入増減率(%)	特定財源の変動額	一般財源の変動額	財政力指数(99-00,01年度平均)	改革後財政力指数(01年度)	改革による財政力指数の増減度
大阪市	2.2	2.0	6,409,312	2.58	6,409,312	2.58	-6,395,206	-2.57	-0.3	-12,818,623	6,423,417	0.89	0.931	0.041
堺市	4.4	4.4	384,470	0.49	384,470	0.49	2,079,842	2.64	0.8	-768,940	2,848,782	0.81	0.906	0.096
東大阪市	3.0	4.1	254,691	0.51	254,691	0.51	1,309,079	2.64	0.7	-509,381	1,818,461	0.84	0.932	0.092
枚方市	1.7	6.3	80,072	0.20	80,072	0.20	1,417,169	3.53	1.4	-160,143	1,577,312	0.85	0.968	0.118
豊中市	0.0	1.7	158,684	0.41	158,684	0.41	4,219,984	10.88	3.3	-317,368	4,537,352	0.98	1.056	0.076
高槻市	2.9	5.8	205,711	0.58	205,711	0.58	1,152,018	3.26	1.2	-411,422	1,563,440	0.83	0.944	0.114
吹田市	0.0	0.0	71,842	0.21	71,842	0.21	6,339,480	18.53	6.3	-143,684	6,483,164	1.07	1.172	0.102
八尾市	3.1	4.1	104,000	0.39	104,000	0.39	748,795	2.79	0.8	-208,000	956,795	0.83	0.926	0.096
茨木市	0.0	2.0	96,223	0.37	96,223	0.37	3,744,506	14.54	5.1	-192,445	3,936,951	0.96	1.076	0.116
寝屋川市	10.2	5.7	71,757	0.29	71,757	0.29	836,227	3.37	1.2	-143,514	979,740	0.70	0.799	0.099
岸和田市	11.9	4.3	33,285	0.17	33,285	0.17	579,200	2.87	0.8	-66,569	645,769	0.67	0.746	0.076
守口市	8.5	4.5	97,743	0.56	97,743	0.56	493,817	2.83	0.9	-195,486	689,303	0.68	0.798	0.118
和泉市	3.5	4.4	39,856	0.27	39,856	0.27	442,769	2.96	0.9	-79,713	522,482	0.81	0.924	0.114
門真市	3.7	3.9	167,747	1.25	167,747	1.25	223,573	1.66	0.5	-335,493	559,066	0.83	0.916	0.086
松原市	17.6	5.2	28,808	0.22	28,808	0.22	367,140	2.80	1.0	-57,615	424,756	0.60	0.682	0.082
大東市	2.6	4.6	118,955	0.94	118,955	0.94	293,746	2.32	0.7	-237,911	531,657	0.87	0.939	0.069
富田林市	11.0	5.2	38,017	0.30	38,017	0.30	339,857	2.71	1.0	-76,034	415,891	0.68	0.788	0.108
箕面市	0.0	0.0	15,321	0.13	15,321	0.13	2,098,908	17.31	4.6	-30,643	2,129,550	1.00	1.110	0.110
羽曳野市	15.0	5.2	68,999	0.57	68,999	0.57	317,264	2.62	0.9	-137,997	455,261	0.62	0.713	0.093
河内長野市	5.4	4.6	28,803	0.24	28,803	0.24	386,007	3.17	1.0	-57,605	443,612	0.75	0.873	0.123
池田市	0.0	3.1	24,876	0.25	24,876	0.25	871,214	8.73	2.7	-49,752	920,966	0.90	1.036	0.136
泉佐野市	0.0	0.0	23,071	0.23	23,071	0.23	1,710,022	17.24	5.0	-46,143	1,756,165	1.05	1.125	0.075
貝塚市	14.5	4.9	16,485	0.19	16,485	0.19	242,743	2.75	0.9	-32,969	275,712	0.65	0.733	0.083
摂津市	0.0	0.5	69,590	0.83	69,590	0.83	1,481,452	17.63	4.8	-139,180	1,620,632	0.97	1.085	0.115
柏原市	14.3	5.3	18,407	0.24	18,407	0.24	247,268	3.22	1.1	-36,814	284,082	0.63	0.730	0.100
交野市	13.2	6.5	6,874	0.09	6,874	0.09	292,020	3.75	1.4	-13,748	305,768	0.67	0.771	0.101
泉大津市	7.6	4.5	9,459	0.12	9,459	0.12	201,842	2.66	0.8	-18,918	220,760	0.75	0.843	0.093
藤井寺市	14.1	5.3	13,422	0.20	13,422	0.20	190,478	2.87	1.0	-26,844	217,322	0.65	0.747	0.097
泉南市	5.0	4.4	25,205	0.39	25,205	0.39	163,684	2.53	0.8	-50,410	214,093	0.81	0.897	0.087
高石市	0.0	0.0	89,302	1.44	89,302	1.44	1,064,478	17.17	4.1	-178,605	1,243,082	1.03	1.104	0.074
阪南市	17.8	6.2	3,472	0.06	3,472	0.06	198,317	3.31	1.3	-6,944	205,260	0.59	0.699	0.109
大阪狭山市	11.4	5.3	11,482	0.20	11,482	0.20	165,284	2.95	1.0	-22,963	188,247	0.69	0.800	0.110
四条畷市	15.4	5.4	11,580	0.21	11,580	0.21	161,673	2.89	1.0	-23,159	184,832	0.61	0.713	0.103
熊取町	13.9	7.7	12,408	0.29	12,408	0.29	3,789	0.09	0.0	-24,816	28,605	0.65	0.773	0.123
美原町	2.2	5.4	22,596	0.59	22,596	0.59	-28,284	-0.74	-0.2	-45,191	16,907	0.85	0.954	0.104
島本町	7.1	6.3	18,362	0.61	18,362	0.61	-15,019	-0.50	-0.1	-36,723	21,704	0.74	0.868	0.128
豊能町	17.3	6.7	1,248	0.05	1,248	0.05	-9,950	-0.38	-0.1	-2,496	-7,454	0.61	0.717	0.107
岬町	12.4	4.8	4,845	0.25	4,845	0.25	-33,170	-1.68	-0.4	-9,690	-23,481	0.65	0.747	0.097
忠岡町	20.1	4.9	68	0.00	68	0.00	-29,762	-1.75	-0.4	-137	-29,626	0.55	0.631	0.081
河南町	24.7	5.1	18,426	1.11	18,426	1.11	-43,452	-2.62	-0.8	-36,851	-6,601	0.49	0.576	0.086
太子町	23.4	5.2	10,136	0.71	10,136	0.71	-28,464	-2.00	-0.5	-20,271	-8,193	0.49	0.573	0.083
能勢町	26.2	4.6	14,988	1.04	14,988	1.04	-46,157	-3.20	-0.8	-29,976	-16,182	0.42	0.509	0.089
田尻町	0.0	0.0	327	0.05	327	0.05	132,425	18.82	2.2	-654	133,079	1.58	1.716	0.136
千早赤阪村	30.5	4.6	4,203	0.60	4,203	0.60	-29,983	-4.28	-0.9	-8,405	-21,578	0.38	0.459	0.079
市全体	2.9	3.5	8,797,518	1.05	8,797,518	1.05	27,984,647	3.33	0.7	-17,595,036	45,579,683	-	0.926	-
衛星市(大阪市除)	3.6	5.0	2,388,206	0.40	2,388,206	0.40	34,379,854	5.81	1.8	-4,776,413	39,156,266	-	0.923	-
町村	12.0	7.1	107,605	0.46	107,605	0.46	-128,027	-0.55	-0.2	-215,209	87,182	-	0.774	-
合計	3.1	3.6	8,905,123	1.03	8,905,123	1.03	27,856,620	3.23	0.7	-17,810,245	45,666,866	-	0.922	-

にする。これによりシミュレーションに普遍的意義を持たせることができる。両府ともに44団体からなり、順に市が33, 12, 町村が11, 32であり、京都府では過疎法の指定による12の過疎団体(2000年3月現在)を含む。

第一に、国庫補助負担金の廃止・縮小である。普通建設事業費支出金の1割削減とし、さらに普通建設事業費府支出金のうち「国庫財源を伴うもの」も同様の措置をとる。縮小額の8割を基

表2 京都府内の市町村における「三位一体改革」のシミュレーション

(金額:千円)

	人口 (2002.3.31: 人)	納税義務者 数(00年分: 人)	総就業 者数に 占める 第1次産 業従事 者割合 (00年国 調:%)	個人市町 村民税 所得割 平均負 担率 (%)	歳入に 占める 地方税 の割合 (%)	税収増加額	1納税義 務者当 りの税 収増加 額	改革後の 個人市町 村民税所 得割平均 負担率 (%)	改革によ る個人市 町村税 所得割平 均負担率 の増加 度(%)	地方税 増加率 (%)	歳入に 占める 地方税 の割合 (改革 後:%)	改革に よる歳入 に占める 地方税の 割合の増 加度(%)	歳入に 占める 普通交 付税の 割合(%)	普通交付税減少 額	人口1人 当りの 普通交 付税減 少額
京都市	1,387,264	558,551	0.8	4.9	36.2	24,849,289	44.5	6.7	1.82	9.8	39.8	3.6	14.5	23,406,269	16.9
宇治市	186,462	77,864	0.6	4.7	48.6	3,755,735	48.2	6.7	2.03	14.4	54.8	6.2	6.4	2,752,005	14.8
亀岡市	94,785	35,324	4.6	4.4	29.1	1,763,209	49.9	6.7	2.30	17.5	34.1	5.0	19.7	1,338,098	14.1
舞鶴市	93,503	36,910	5.4	4.3	27.9	1,785,008	48.4	6.7	2.33	17.2	32.5	4.7	19.0	1,365,117	14.6
城陽市	83,541	34,921	1.6	4.6	39.4	1,723,048	49.3	6.7	2.15	18.7	46.2	6.8	20.5	1,379,757	16.5
長岡京市	76,939	33,565	1.2	4.9	52.4	1,654,074	49.3	6.7	1.83	12.9	58.0	5.6	4.2	1,030,899	13.4
八幡市	73,082	28,528	2.2	4.8	38.1	1,385,054	48.6	6.8	1.93	15.3	43.6	5.5	15.6	1,103,620	15.1
福知山市	67,777	26,939	6.6	4.3	34.1	1,263,612	46.9	6.6	2.31	12.9	38.5	4.4	15.6	952,093	14.0
京田辺市	56,869	22,531	2.9	4.9	34.5	1,124,011	49.9	6.8	1.81	13.4	39.1	4.6	10.9	809,934	14.2
向日市	52,848	22,342	1.3	4.6	46.3	1,092,911	48.9	6.7	2.09	16.6	53.2	7.0	22.2	900,649	17.0
綾部市	39,357	14,462	12.9	4.2	25.4	648,204	44.8	6.6	2.49	14.7	29.1	3.7	26.1	522,465	13.3
宮津市	23,598	8,449	9.3	4.4	20.9	391,814	46.4	6.7	2.38	11.6	23.4	2.5	18.7	272,233	11.5
木津町	34,309	13,368	3.6	5.0	48.0	672,566	50.3	6.7	1.73	13.1	54.5	6.5	14.5	652,528	19.0
精華町	31,064	10,391	4.0	5.0	34.3	539,876	52.0	6.8	1.79	9.8	38.1	3.8	8.4	449,269	14.5
久御山町	17,179	7,344	7.7	4.4	74.2	348,415	47.4	6.7	2.22	6.7	75.6	1.4	0.0	0	0.0
網野町	16,291	5,415	6.4	4.1	16.3	210,829	38.9	6.7	2.56	16.2	19.1	2.8	26.4	224,462	13.8
加茂町	16,220	6,039	8.1	4.9	26.2	317,564	52.6	6.8	1.94	19.4	31.6	5.3	29.2	315,522	19.5
園部町	16,205	5,511	9.7	4.1	14.4	268,732	48.8	6.6	2.50	17.2	17.1	2.7	26.2	256,766	15.8
大山崎町	15,478	6,806	0.9	4.6	59.6	369,070	54.2	6.7	2.08	12.1	65.7	6.1	5.5	280,899	18.1
峰山町	13,801	5,116	7.5	4.2	19.9	239,856	46.9	6.7	2.47	14.2	23.0	3.2	20.1	207,613	15.0
久美浜町	12,172	3,830	19.9	4.1	12.3	160,362	41.9	6.7	2.56	19.5	14.8	2.5	41.0	204,635	16.8
野田川町	11,383	3,759	3.6	3.9	14.4	160,555	42.7	6.6	2.76	21.9	17.7	3.3	35.6	179,747	15.8
大宮町	11,038	3,693	8.5	3.8	17.7	168,224	45.6	6.6	2.86	21.2	21.6	3.9	36.8	185,986	16.8
宇治田原町	10,100	3,761	9.1	4.6	43.2	187,102	49.7	6.7	2.17	10.8	48.4	5.2	20.4	191,794	19.0
山城町	9,125	3,519	8.1	4.4	24.2	176,247	50.1	6.7	2.33	16.3	28.5	4.3	33.5	183,669	20.1
八木町	9,036	3,190	13.2	4.1	16.6	153,647	48.2	6.6	2.48	13.1	19.4	2.8	33.3	110,561	12.2
丹波町	8,986	3,044	13.7	4.1	22.3	141,731	46.6	6.6	2.52	14.1	25.7	3.4	33.6	168,694	18.8
井手町	8,831	2,904	2.9	4.7	23.3	135,345	46.6	6.8	2.05	12.8	26.4	3.1	27.5	161,979	18.3
加悦町	7,976	2,682	7.4	3.6	7.9	108,951	40.6	6.6	2.96	24.9	10.0	2.1	33.0	115,670	14.5
丹後町	7,296	2,238	12.7	3.8	8.8	99,086	44.3	6.6	2.78	24.3	11.8	2.9	41.8	380,893	52.2
京北町	6,886	2,228	16.3	4.1	14.2	106,366	47.7	6.6	2.48	15.6	16.6	2.5	45.8	149,089	21.7
岩滝町	6,744	2,480	2.5	4.3	13.7	99,362	40.1	6.7	2.42	17.9	16.4	2.8	31.1	87,704	13.0
日吉町	6,253	2,016	13.4	4.1	15.9	94,766	47.0	6.7	2.60	12.0	18.0	2.1	34.4	132,344	21.2
弥栄町	6,091	2,106	12.9	4.1	8.9	91,847	43.6	6.6	2.53	23.6	11.2	2.3	44.1	120,126	19.7
大江町	5,806	1,996	15.3	3.9	8.5	92,740	46.5	6.6	2.72	25.1	10.8	2.3	47.2	123,969	21.4
和束町	5,599	1,840	25.3	4.0	13.9	87,668	47.6	6.6	2.61	20.3	16.9	3.0	45.3	116,766	20.9
瑞穂町	5,426	1,807	16.6	3.8	11.9	79,898	44.2	6.5	2.77	16.9	14.1	2.2	39.9	102,505	18.9
美山町	5,379	1,597	15.8	3.9	13.2	71,430	44.7	6.6	2.70	11.7	15.1	1.9	38.2	79,402	14.8
夜久野町	4,975	1,712	21.7	3.8	8.8	76,800	44.9	6.6	2.81	23.0	11.0	2.2	48.4	110,349	22.2
三和町	4,480	1,481	24.6	3.8	9.6	62,932	42.5	6.5	2.70	19.7	11.7	2.1	45.3	90,779	20.3
和知町	4,119	1,315	20.0	3.8	7.7	58,138	44.2	6.6	2.75	16.5	9.2	1.5	31.4	53,149	12.9
南山城村	3,857	1,438	20.0	4.3	9.5	72,044	50.1	6.7	2.40	18.5	11.4	1.9	25.0	72,529	18.8
伊根町	3,136	864	25.1	3.7	5.1	33,633	38.9	6.6	2.85	20.9	6.3	1.2	46.5	59,994	19.1
笠置町	2,078	727	5.7	4.0	11.2	38,097	52.4	6.8	2.73	20.0	13.6	2.4	41.1	53,605	25.8
市全体	2,236,025	900,386	0.9	4.8	34.3	41,435,969	46.0	6.7	1.92	10.3	38.0	3.7	14.7	35,833,137	16.0
京都市を除く市	848,761	341,835	0.7	4.6	37.0	16,586,680	48.5	6.7	2.09	15.0	42.9	5.9	15.0	12,426,869	14.6
町村	327,319	116,217	2.7	4.5	22.6	5,523,879	47.5	6.7	2.23	13.7	25.4	2.7	28.5	5,622,997	17.2
合計	2,563,344	1,016,603	-	4.8	34.3	46,959,848	46.2	6.7	1.95	11.6	38.4	4.0	16.8	41,456,135	16.2

(出所) 京都府「市町村課税状況等の調査」、地方財政調査研究会編「市町村別課税状況調査」、京都府「京都府市町村決算統計資料集」

準財政需要額に振替える。

第二に、個人市町村村民税所得割の「6.70%の比例負担率化」である。課税所得金額の階級別、つまり「200万円以下」であれば課税標準額に4.09% (0.0409), 「200~700万円」であれば2.22% (0.0222) を乗じて得た額をそれぞれ足すことによって算出された額から、「700万円超」で1.08% (0.0108) を乗じて得た額を引いて税収増加額を算定する⁶⁾。

「1.9%の一律負担率引上げ」では各階級の課税標準額に1.9% (0.019) を乗じて得た額をそれ

(金額:千円)

	普通交付税減少率(%)	歳入に占める普通交付税割合(改革後:%)	改革による歳入に占める普通交付税割合の減少率(%)	普通建設事業費支出金削減額	人口1人当りの普通建設事業費支出金削減額	地方債発行削減額	人口1人当りの地方債発行削減額	歳入変動額	人口1人当りの歳入変動額	歳入増減率(%)	特定財源の変動額	一般財源の変動額	財政力指数(99-00:01年度平均)	改革後財政力指数(01年度)	改革による財政力指数の増減
京都市	23.1	11.2	3.3	1,460,859	1.05	1,460,859	1.05	-1,478,697	-1.07	-0.2	-2,921,717	1,443,020	0.66	0.746	0.086
宇治市	79.5	1.3	5.1	124,941	0.67	124,941	0.67	753,848	4.04	1.4	-249,882	1,003,730	0.83	0.972	0.142
亀岡市	19.6	15.8	3.9	150,910	1.59	150,910	1.59	123,290	1.30	0.4	-301,820	425,111	0.56	0.655	0.095
舞鶴市	19.3	15.3	3.7	137,945	1.48	137,945	1.48	144,001	1.54	0.4	-275,890	419,891	0.55	0.654	0.104
城陽市	28.7	14.5	6.1	25,186	0.30	25,186	0.30	292,919	3.51	1.3	-50,371	343,291	0.61	0.735	0.125
長岡京市	100.0	0.0	4.2	77,173	1.00	77,173	1.00	468,828	6.09	1.9	-154,347	623,175	0.86	1.021	0.161
八幡市	29.9	10.8	4.8	38,191	0.52	38,191	0.52	205,052	2.81	0.9	-76,382	281,434	0.65	0.774	0.124
福知山市	21.3	12.2	3.3	155,414	2.29	155,414	2.29	692	0.01	0.0	-310,828	311,520	0.64	0.730	0.090
京田辺市	30.6	7.6	3.4	141,655	2.49	141,655	2.49	30,766	0.54	0.1	-283,310	314,077	0.70	0.812	0.112
向日市	28.5	15.6	6.5	0	0.00	0	0.00	192,262	3.64	1.3	0	192,262	0.63	0.741	0.111
綾部市	11.5	23.1	3.1	42,348	1.08	42,348	1.08	41,044	1.04	0.2	-84,695	125,739	0.45	0.530	0.080
宮津市	9.0	17.1	1.6	87,856	3.72	87,856	3.72	-56,131	-2.38	-0.3	-175,112	119,581	0.49	0.536	0.046
木津町	42.2	8.4	6.1	27,631	0.81	27,631	0.81	-35,224	-1.03	-0.3	-55,262	20,038	0.73	0.847	0.117
精華町	33.5	5.6	2.7	132,662	4.27	132,662	4.27	-174,717	-5.62	-1.1	-265,324	90,607	0.71	0.831	0.121
久御山町	0.0	0.0	0.0	8,048	0.47	8,048	0.47	332,319	19.34	4.7	-16,096	348,415	1.21	1.361	0.151
網野町	10.6	23.9	2.5	36,380	2.23	36,380	2.23	-86,394	-5.30	-1.1	-72,760	-13,634	0.37	0.426	0.056
加茂町	17.3	24.3	4.9	25,099	1.55	25,099	1.55	-48,155	-2.97	-0.8	-50,198	2,043	0.45	0.552	0.102
園部町	9.0	24.2	2.0	82,870	5.11	82,870	5.11	-153,773	-9.49	-1.4	-165,740	11,966	0.34	0.391	0.051
大山崎町	100.0	0.0	5.5	125	0.01	125	0.01	87,920	5.68	1.7	-250	88,171	0.86	1.014	0.154
峰山町	12.2	17.9	2.2	78,684	5.70	78,684	5.70	-125,124	-9.07	-1.5	-157,367	32,243	0.46	0.528	0.068
久美浜町	7.4	38.4	2.7	12,697	1.04	12,697	1.04	-69,667	-5.72	-1.0	-25,393	-44,273	0.24	0.291	0.051
野田川町	9.9	32.4	3.2	16,407	1.44	16,407	1.44	-52,006	-4.57	-1.0	-32,814	-19,192	0.28	0.346	0.066
大宮町	11.3	32.9	3.8	11,648	1.06	11,648	1.06	-41,057	-3.72	-0.9	-23,296	-17,761	0.32	0.394	0.074
宇治田原町	23.3	15.9	4.6	20,378	2.02	20,378	2.02	-45,448	-4.50	-1.1	-40,756	-4,692	0.66	0.732	0.072
山城町	12.3	29.7	3.8	22,054	2.42	22,054	2.42	-51,530	-5.65	-1.2	-44,108	-7,422	0.38	0.452	0.072
八木町	4.7	32.7	0.6	125,924	13.94	125,924	13.94	-208,762	-23.10	-3.0	-251,848	43,086	0.30	0.342	0.042
丹波町	11.1	30.2	3.4	11,306	1.26	11,306	1.26	-49,576	-5.52	-1.1	-22,613	-26,963	0.37	0.452	0.082
井手町	12.9	24.1	3.4	500	0.06	500	0.06	-27,634	-3.13	-0.6	-1,000	-26,634	0.41	0.495	0.085
加悦町	6.3	31.4	1.6	39,283	4.93	39,283	4.93	-85,284	-10.69	-1.5	-78,565	-6,719	0.20	0.250	0.050
丹後町	6.7	41.8	0.0	15,232	2.09	15,232	2.09	-312,272	-42.80	-6.7	-30,465	-281,807	0.18	0.230	0.050
京北町	6.8	43.4	2.4	16,680	2.42	16,680	2.42	-76,083	-11.05	-1.6	-33,360	-42,723	0.23	0.268	0.038
岩滝町	6.9	29.5	1.5	47,503	7.04	47,503	7.04	-83,349	-12.36	-2.0	-95,007	11,658	0.30	0.344	0.044
日吉町	7.7	32.1	2.3	8,957	1.43	8,957	1.43	-55,492	-8.87	-1.1	-17,914	-37,578	0.28	0.331	0.051
弥栄町	6.3	41.9	2.1	19,412	3.19	19,412	3.19	-67,103	-11.02	-1.5	-38,824	-28,279	0.18	0.222	0.042
大江町	6.0	45.2	2.0	22,795	3.93	22,795	3.93	-76,820	-13.23	-1.8	-45,591	-31,229	0.17	0.209	0.039
和束町	8.3	42.0	3.3	3,301	0.59	3,301	0.59	-35,699	-6.38	-1.1	-6,601	-29,096	0.24	0.300	0.060
瑞穂町	6.5	37.9	1.9	22,424	4.13	22,424	4.13	-67,454	-12.43	-1.7	-44,847	-22,607	0.24	0.292	0.052
美山町	4.5	37.4	0.8	50,737	9.43	50,737	9.43	-109,445	-20.35	-2.4	-101,473	-7,972	0.21	0.273	0.063
夜久野町	6.0	46.2	2.2	12,573	2.53	12,573	2.53	-58,695	-11.80	-1.6	-25,145	-33,550	0.16	0.206	0.046
三和町	6.0	43.2	2.1	11,076	2.47	11,076	2.47	-49,999	-11.16	-1.5	-22,152	-27,847	0.18	0.219	0.039
和知町	3.7	30.9	0.5	51,593	12.53	51,593	12.53	-98,198	-23.84	-2.2	-103,187	4,989	0.19	0.229	0.039
南山城村	7.1	23.6	1.4	30,165	7.82	30,165	7.82	-60,815	-15.77	-1.5	-60,330	-485	0.32	0.361	0.041
伊根町	4.1	45.7	0.7	26,407	8.42	26,407	8.42	-79,174	-25.25	-2.5	-52,813	-26,361	0.11	0.131	0.021
笠置町	7.7	38.4	2.7	1,692	0.81	1,692	0.81	-18,892	-9.09	-1.1	-3,384	-15,508	0.22	0.290	0.070
市全体	24.7	11.0	3.7	2,442,478	1.09	2,442,478	1.09	717,876	0.3	0.1	-4,884,956	5,602,832	-	0.631	-
京都市を除く市	28.3	10.8	4.2	981,619	1.16	981,619	1.16	2,196,573	2.6	0.7	-1,963,239	4,159,812	-	0.771	-
町村	12.9	24.5	4.0	992,241	3.03	992,241	3.03	-2,083,600	-6.4	-1.2	-1,984,482	-99,118	-	0.477	-
合計	21.7	13.1	3.6	3,434,719	1.34	3,434,719	1.34	-1,365,724	-0.5	-0.1	-6,869,438	5,503,714	-	0.709	-

ぞれ足すことによって税収増加額を算出することができる。

第三に、地方交付税である。これについては次の3段階の算出方法を設定する。

①基準財政収入額については、税収増加額に0.75（基準財政収入額に算入される標準的税収入の割合）を乗じることによって基準財政収入額の増加額を得る。現行の基準財政収入額を加えると改革後の基準財政収入額を算出することができる。

②基準財政需要額については、これに大都市（政令指定都市）で1.9%（0.019）、都市（大都市を

表3 「三位一体改革」(「比例負担率化」のケース)による財源の変化

	財政力指数	人口(人)	平均負担率の変化(%)			地方税の割合の増加率(%)			普通交付税減少率(%)			普通交付税の割合の変化(%)			財政力指数の変化		
			改革前	改革後	増加度	改革前	改革後	増加度	改革前	改革後	減少度	改革前	改革後	減少度	改革前	改革後	増加度
			吹田市	1.07	342,112	5.5	7.0	1.5	9.9	64.5	66.7	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.172
箕面市	1.00	121,232	5.9	7.1	1.2	9.2	50.3	52.5	2.2	0.0	0.0	0.0	1.110	0.110	箕面市		
池田市	0.90	99,779	5.4	7.0	1.6	10.8	54.8	59.1	4.3	100.0	3.1	0.0	1.1036	0.136	池田市		
大阪市	0.89	2,484,326	4.9	6.8	1.9	6.5	35.7	38.2	2.5	47.1	4.2	2.2	0.931	0.041	大阪市		
枚方市	0.85	401,753	5.1	6.9	1.8	13.5	57.4	64.3	6.9	78.1	8.0	1.7	0.968	0.118	枚方市		
富田林市	0.68	125,447	5.1	7.0	1.9	14.7	43.0	48.9	5.9	31.6	16.3	11.0	0.788	0.108	富田林市		
藤井寺市	0.65	66,401	5.0	6.9	1.9	14.0	45.3	51.2	5.9	26.7	19.4	14.1	0.747	0.097	藤井寺市		
阪南市	0.59	59,866	4.9	7.0	2.1	18.0	40.8	47.6	6.8	25.0	24.0	17.8	0.699	0.109	阪南市		
河南町	0.49	16,559	5.1	7.1	2.0	17.2	30.2	35.7	5.5	17.7	29.8	24.7	0.576	0.086	河南町		
能勢町	0.42	14,445	4.5	6.9	2.4	20.0	22.8	27.6	4.8	15.7	30.9	26.2	0.509	0.089	能勢町		
市町村平均(加重)	0.84	196,278	5.0	6.9	1.9	9.8	42.4	46.2	3.8	53.0	6.7	3.1	0.922	0.082	市町村平均		
宇治市	0.83	186,462	4.7	6.7	2.0	14.4	48.6	54.8	6.2	79.5	6.4	1.3	0.972	0.142	宇治市		
京田辺市	0.70	56,869	4.9	6.8	1.8	13.4	34.5	39.1	4.6	30.6	10.9	7.6	0.812	0.112	京田辺市		
京都市	0.66	1,387,264	4.9	6.7	1.8	9.8	36.2	39.8	3.6	23.1	14.5	11.2	0.746	0.086	京都市		
峰山町	0.46	13,801	4.2	6.7	2.5	14.2	19.9	23.0	3.1	12.2	20.1	17.9	0.528	0.068	峰山町		
丹波町	0.37	8,986	4.1	6.6	2.5	14.1	22.3	25.7	3.4	11.1	33.6	30.2	0.452	0.082	丹波町		
岩滝町	0.30	6,744	4.3	6.7	2.4	17.9	13.7	16.4	2.7	6.9	31.1	29.5	0.344	0.044	岩滝町		
弥栄町	0.18	6,091	4.1	6.6	2.5	23.6	8.9	11.2	2.3	6.3	44.1	41.9	0.222	0.042	弥栄町		
大江町	0.17	5,806	3.9	6.6	2.7	25.1	8.5	10.8	2.3	6.0	47.2	45.2	0.209	0.039	大江町		
夜久野町	0.16	4,975	3.8	6.6	2.8	23.0	8.8	11.0	2.2	6.0	48.4	46.2	0.206	0.046	夜久野町		
伊根町	0.11	3,136	3.7	6.6	2.9	20.9	5.1	6.3	1.2	4.1	46.5	45.7	0.131	0.021	伊根町		
市町村平均(加重)	0.63	58,258	4.8	6.7	1.95	11.6	34.3	38.4	4.0	21.7	16.8	13.1	0.709	0.079	市町村平均		

(注) 1. 平均負担率=所得割額(合計)÷課税標準額(合計)
 2. 各数値は小数点第2位で四捨五入している。
 (出所)表1、表2に同じ

表4 「三位一体改革」(「一律負担率引上げ」のケース)による財源の変化

	税収増加額	1納税義務者当りの税収増加額	平均負担率の変化(%)			地方税の割合の増加率(%)			普通交付税減少率(%)	普通交付税の割合の変化(%)			歳入増減率(%)			財政力指数の変化		
			改革前	改革後	増加度	改革前	改革後	増加度		改革前	改革後	減少度	改革前	改革後	増加度	改革前	改革後	増加度
			吹田市	8,303,291	58.0	7.4	1.9	12.7		67.3	2.8	0	0.0	0.0	0.0	8,159,607	8.1	1,200
箕面市	3,253,231	64.8	7.8	1.9	14.0	53.6	3.3	0	0.0	0.0	0.0	3,222,588	7.0	1,157	0.157	箕面市		
池田市	2,280,661	55.5	7.3	1.9	12.8	59.6	4.8	999,470	100.0	0.0	3.1	1,231,439	3.8	1,054	0.154	池田市		
大阪市	42,238,171	43.9	6.8	1.9	6.3	38.1	2.4	36,030,594	46.2	2.3	1.9	-6,611,047	-0.4	0.930	0.040	大阪市		
枚方市	8,393,935	51.9	7.0	1.9	14.1	64.6	7.1	6,733,136	81.1	1.5	6.5	1,500,656	1.4	0.972	0.122	枚方市		
富田林市	2,255,933	49.5	7.0	1.9	15.1	49.0	6.0	1,826,639	32.3	10.9	5.4	353,120	1.0	0.790	0.110	富田林市		
藤井寺市	1,194,298	46.9	6.9	1.9	13.9	51.1	5.8	978,200	26.6	14.1	5.3	189,254	1.0	0.746	0.096	藤井寺市		
阪南市	984,993	45.6	6.8	1.9	16.0	46.9	6.0	811,230	22.4	18.4	5.6	166,819	1.1	0.689	0.089	阪南市		
河南町	288,828	48.7	7.0	1.9	16.7	35.5	5.3	297,480	17.4	24.9	5.0	-45,503	-0.8	0.574	0.084	河南町		
能勢町	206,835	42.0	6.4	1.9	16.2	26.8	4.0	235,358	13.6	27.0	3.9	-58,498	-1.0	0.496	0.076	能勢町		
市町村合計	159,166,060	47.0	6.9	1.9	9.8	46.2	3.8	109,130,790	53.2	3.1	3.6	32,225,025	0.8	0.922	0.085	市町村合計		
宇治市	3,509,202	45.1	6.6	1.9	13.4	54.4	5.8	2,567,105	74.2	1.6	4.8	692,214	1.3	0.965	0.135	宇治市		
京田辺市	1,181,307	52.4	6.8	1.9	14.1	39.3	4.8	852,906	32.3	7.4	3.5	45,090	0.2	0.816	0.116	京田辺市		
京都市	25,962,435	46.5	6.8	1.9	10.3	40.0	3.8	24,241,128	24.0	11.0	3.5	-1,200,410	-0.2	0.749	0.089	京都市		
峰山町	184,662	36.1	6.1	1.9	10.9	22.4	2.5	166,217	9.7	18.4	1.7	-138,923	-1.6	0.515	0.055	峰山町		
丹波町	106,921	35.1	6.0	1.9	10.6	25.0	2.7	142,586	9.4	30.8	2.8	-58,278	-1.3	0.442	0.072	丹波町		
岩滝町	78,090	31.5	6.2	1.9	14.0	15.9	2.3	71,750	5.7	30.0	1.1	-88,667	-2.2	0.335	0.035	岩滝町		
弥栄町	68,910	32.7	6.0	1.9	17.7	10.7	1.8	102,923	5.4	42.4	1.7	-72,837	-1.7	0.215	0.035	弥栄町		
大江町	64,784	32.5	5.8	1.9	17.5	10.2	1.7	103,002	5.0	45.7	1.5	-83,809	-1.9	0.200	0.030	大江町		
夜久野町	52,013	30.4	5.7	1.9	15.6	10.4	1.6	91,760	5.0	46.8	1.6	-64,892	-1.7	0.197	0.037	夜久野町		
伊根町	22,439	26.0	5.6	1.9	14.0	5.9	0.9	51,599	3.5	46.0	0.4	-81,973	-2.6	0.126	0.016	伊根町		
市町村合計	45,729,454	45.0	6.7	1.9	11.3	38.3	4.0	40,571,033	21.2	13.2	3.5	-1,711,017	-0.1	0.708	0.073	市町村合計		

(注) 1. 平均負担率=所得割額(合計)÷課税標準額(合計)
 2. 各数値は小数点第2位で四捨五入している。
 (出所)表1、表2に同じ

除く「市」で0.9% (0.009), 町村で2.9% (0.029) を乗じて得た額を「縮小額」とする。これらは2000~01年度の基準財政需要額の減少率(-1.9%, -0.9%, -2.9%)を反映させている。次いで、普通建設事業費支出金に0.1を乗じて得た額に0.8を乗じることによって得た額から「縮小額」を引けば、基準財政需要額の減少額を算出することができる。これを現行の基準財政需要額から引けば改革後の基準財政需要額となる。

③普通交付税額については、

- i. 改革後の基準財政需要額-改革後の基準財政収入額=改革後の普通交付税額,
- ii. 改革後の普通交付税額-現行の普通交付税額=改革による普通交付税減少額

とする。なお、調整額は算定に加味していない。

第四に、地方債である。普通建設事業費支出金の1割に相当する額を地方債発行縮小額とする。

第五に、歳入総額である。税収増加額から普通交付税、普通建設事業費支出金、地方債の各削減額を引けば歳入変動額を、次いで歳入総額から歳入変動額を引くと、改革後の歳入総額を算出することができる。なお、本シミュレーションは2001年度決算ベースで行う。⁷⁾

「Ⅱ」と「Ⅲ」でみるように、個人市町村民税所得割の「比例負担率化」および「一律負担率引上げ」の両ケースによる「三位一体改革」シミュレーションが都市と農村・過疎の自治体財政にとっていかなる意味を持つかを明らかにするためには、次の6つの指標による検証が有用である。①個人市町村民税所得割額の「平均負担率」の変化、②地方税増加率（金額ベース）、③財政自立度（歳入に占める地方税のウエイト）の変化、④普通交付税減少率（金額ベース）、⑤交付税依存度（歳入に占める普通交付税のウエイト）の変化、⑥財政力指数の変化である。シミュレーション結果の一覧は表1～表3、表5～表14で「6.7%の比例負担率化」、表4で「1.9%の一律負担率引上げ」のもとでの「三位一体改革」について示している。それら2つの節では「比例負担率化」を伴う「改革」のシミュレーション結果を中心に示し、「一律負担率引上げ」タイプとの比較を行う。前者の特徴は後者との比較により一層明確になる。

Ⅱ. 大阪府内の44市町村における「三位一体改革」のシミュレーション

1. 個人住民税拡充と財政自立度

ここでは大阪府内の44市町村における「三位一体改革」のシミュレーション結果を分析する。最初に、地方税（個人住民税）に関する指標についてである。市町村民税所得割額の平均負担率では、市と同様に町村も所得水準が高いために、全ての団体が「4.1～4.5%」以上となっている（表5）。最上位の「5.6%以上」に位置する箕面市、豊中市は高額所得階級のウエイトが最も高い地域で、納税義務者総数の8.9%、7.3%が課税所得金額階級「700万円超」に属する。⁸⁾改革による平均負担率の増加度では33市、11町村のうち30、8の団体が「1.81～2.20%」以下を示す

表5 個人市町村民税所得割額の平均負担率(改革前)

	(構成比:%)							
	京都市市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	
3.5%以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3.6～4.0%	13(9)	29.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4.1～4.5%	13(3)	29.5	5	11.4	2	4.5	1	2.3
4.6～5.0%	6	13.6	7	15.9	6	13.6	21	47.7
5.1～5.5%	0	0.0	0	0.0	2	4.5	9	20.5
5.6%以上	0	0.0	0	0.0	1	2.3	2	4.5
合計	32(12)	72.7	12	27.3	11	25.0	33	75.0

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 平均負担率＝所得割額(合計)／課税標準額(合計)

(出所)表1、表2から筆者作成

表6 改革による個人市町村民税所得割額の平均負担率の増加度

(構成比: %)

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
1.00～1.40%	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.5
1.41～1.80%	2	4.5	0	2.3	1	2.3	5	11.4
1.81～2.20%	4	9.1	7	13.6	7	15.9	23	52.3
2.21～2.60%	13(3)	29.5	5	11.4	3	6.8	3	6.8
2.61～3.00%	13(9)	29.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3.01%以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	32(12)	72.7	12	27.3	11	25.0	33	75.0

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 平均負担率=所得割額(合計)÷課税標準額(合計)

(出所) 表1, 表2 から筆者作成

表7 地方税増加率

(構成比: %)

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
3.0%以下	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0
3.1～6.0%	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6.1～9.0%	1	2.3	0	0.0	0	0.0	2	4.5
9.1～12.0%	4(2)	9.1	2	4.5	2	4.5	14	31.8
12.1～15.0%	6	13.6	5	11.4	2	4.5	9	20.4
15.1～18.0%	7(3)	15.9	4	9.1	4	9.1	8	18.2
18.1～21.0%	7(4)	15.9	1	2.3	2	4.5	0	0.0
21.1%以上	7(3)	15.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	32(12)	72.7	12	27.3	11	25.0	33	75.0

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 各構成比は小数点2位以下を四捨五入している。

(出所) 表1, 表2 から筆者作成

表8 財政自立度の変化

(団体数)

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後
10.0%以下	9(6)	3(2)	0	0	0	0	0	0
10.1～20.0%	14(6)	18(10)	0	0	0	0	0	0
20.1～30.0%	4	5	4	2	3	2	0	0
30.1～40.0%	1	2	5	5	4	3	5	1
40.1～50.0%	2	1	2	3	1	2	19	12
50.1～60.0%	1	1	1	2	2	3	5	15
60.1～70.0%	0	1	0	0	0	0	4	5
70.1%以上	1	1	0	0	1	1	0	0
合計	32(12)	32(12)	12	12	11	11	33	33

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 財政自立度=歳入に占める地方税のウエイト

(出所) 表1, 表2 から筆者作成

表9 歳入に占める地方税の割合の増加度

(構成比:%)

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
1.0%以下	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0
1.1～2.0%	5(3)	11.4	0	0.0	0	0.0	1	2.3
2.1～3.0%	16(9)	36.4	1	2.3	0	0.0	5	11.4
3.1～4.0%	6	13.6	2	4.5	0	0.0	2	4.5
4.1～5.0%	1	2.3	4	9.1	4	9.1	9	20.5
5.1～6.0%	2	4.5	2	4.5	3	6.8	11	25.0
6.1～7.0%	2	4.5	3	6.8	2	4.5	5	11.4
7.1%以上	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0
合計	32(12)	72.7	12	27.3	11	25.0	33	75.5

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 各構成比は小数点2位以下を四捨五入している。

(出所) 表1, 表2から筆者作成

表10 普通交付税減少率

(構成比:%)

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
0.0%	1	2.3	0	0.0	1	2.3	4	9.1
0.1～10.0%	20(12)	45.5	1	2.3	0	0.0	0	0.0
10.1～20.0%	7	15.9	3	6.8	5	11.4	0	0.0
20.1～30.0%	1	2.3	5	11.4	2	4.5	8	18.2
30.1～40.0%	1	2.3	1	2.3	1	2.3	6	13.6
40.1～50.0%	1	2.3	0	0.0	1	2.3	4	9.1
50.1～60.0%	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	9.1
60.1～70.0%	0	0.0	0	0.0	0	0	2	4.5
70.1～80.0%	0	0.0	1	2.3	1	2.3	1	2.3
80.1～90.0%	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
90.1～99.9%	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
100.0%	0	0.0	1	2.3	0	0.0	4	9.1
合計	32(12)	72.7	12	27.3	11	25.0	33	75.0

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 各構成比は小数点2位以下を四捨五入している。

3. 各階級の減少率はマイナス表示していないので注意すること。

(出所) 表1, 表2から筆者作成

(表6)。箕面市と豊中市は1.24%, 1.39%で最下位に位置し、平均負担率はほとんど変化しない。高所得層の負担率軽減のインパクトはきわめて大きい。他方、市、町村で高い数値を示す泉佐野市(2.29%), 泉南市(2.24%), 大東市(2.22%), 能勢町(2.35%), 忠岡町(2.28%)には改革前の平均負担率が低いという特徴がみられる。しかし、これらは1納税義務者当りの増収額が高いという共通点を持っているわけではなく、ミクロで見るとばらつきがあることがわかる。

財政自立度の変化をみると、「改革」はとくに財政力指数0.6～0.9の市、町村に大きな効果を及ぼす。府内33市のうち改革前には9団体(27%)が50.1%以上であるが、改革後には20団体(61%)まで増加する(表8)。その増加度では16市(48%)が「5.1～6.0%」以上に位置する(表

9)。他方、交付税不交付団体や大阪市では地方税のウエイトは高まるものの、他の市に比してその増加幅は小さい。箕面市、豊中市、吹田市、高石市は改革前には50.3%、51.3%、64.5%、49.6%、改革後には52.5%、54.8%、66.7%、52.2%となり、増加度では2.2%、3.4%、2.2%、2.6%にとどまる。これは財政力の強化に一定の歯止めをかけることになる。

地方税増加率をみると、町村では8団体が「12.1~21.0%」で、相対的に市より高い数値を示す(表7)。市では14、17の団体が「9.1~12.0%」、「12.1~18.0%」に位置する。交付税不交付団体である泉佐野市(8.1%)、箕面市(9.2%)、財政力指数0.97の摂津市(9.3%)は大阪市(6.5%)とともに最下位グループを形成する。

「1.9%の一律負担率引上げ」タイプと比較すると次のことが明確になる。交付税不交付団体を中心に財政力が強い団体では地方税増加率、平均負担率や地方税の割合の増大は低位にとどまる。これに対して財政力指数0.6~0.9の団体ではそれらの程度がほぼ同じになることから、大きな違

表11 交付税依存度の変化

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後
0.0%(不交付団体)	1	2	0	1	1	1	4	8
0.1~10.0%	2	2	2	2	1	2	15	13
10.1~20.0%	1	2	7	8	2	3	10	12
20.1~30.0%	7	7	3	1	5	4	4	0
30.1~40.0%	11(4)	11(6)	0	0	2	1	0	0
40.1~50.0%	10(8)	8(6)	0	0	0	0	0	0
50.1%以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	32(12)	32(12)	12	12	11	11	33	33

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 交付税依存度=歳入に占める普通交付税のウエイト。

(出所)表1、表2から筆者作成

表12 歳入に占める普通交付税の割合の減少度

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
0.0%	2(1)	4.5	0	0.0	1	2.3	4	9.1
0.1~1.0%	4(3)	9.1	0	0.0	0	0.0	1	2.3
1.1~2.0%	5(2)	11.4	1	2.3	0	0.0	3	6.8
2.1~3.0%	11(6)	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3.1~4.0%	6	13.6	6	13.6	0	0.0	4	9.1
4.1~5.0%	2	4.5	2	4.5	1	2.3	15	34.1
5.1~6.0%	1	2.3	1	2.3	4	9.1	6	13.6
6.1~7.0%	1	2.3	2	4.5	4	9.1	0	0.0
7.1%以上	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0
合計	32(12)	72.7	12	27.3	11	25.0	33	75.0

(注)1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 各構成比は小数点2位以下を四捨五入している。

3. 各階級の減少度はマイナス表示していないので注意すること。

(出所)表1、表2から筆者作成

表13 財政力指数の変化

(団体数)

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後	改革前	改革後
0.09以下	0	0	0	0	0	0	0	0
0.10～0.19	7(6)	0	0	0	0	0	0	0
0.20～0.29	10(6)	13(11)	0	0	0	0	0	0
0.30～0.39	8	8(1)	0	0	1	0	0	0
0.40～0.49	3	3	2	0	3	1	0	0
0.50～0.59	0	3	2	2	1	3	1	0
0.60～0.69	1	0	5	2	3	1	11	1
0.70～0.79	2	1	1	5	1	3	3	9
0.80～0.89	1	2	2	1	1	1	10	5
0.90～0.99	0	0	0	1	0	1	4	10
1.00～1.09	0	1	0	1	0	0	4	4
1.10以上	1	1	0	0	1	1	0	4
合計	32(12)	32(12)	12	12	11	11	33	33

(注) 1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 財政力指数は小数点第3位以下を四捨五入している。

(出所) 表1、表2から筆者作成

表14 財政力指数の増加度

(構成比:%)

	京都市町村				大阪府市町村			
	町村		市		町村		市	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
0.039以下	5(5)	11.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
0.040～0.079	20(7)	45.5	1	2.3	1	2.3	6	13.6
0.080～0.119	4	9.1	7	15.9	7	15.9	25	56.8
0.120～0.159	3	6.8	3	6.8	3	6.8	2	4.5
0.160～0.199	0	0.0	1	2.3	0	0.0	0	0.0
0.200以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	32(12)	72.7	12	27.3	11	25.0	33	75.0

(注) 1. 京都市町村の団体数にあるカッコ内の数値は過疎団体数である。

2. 各構成比は小数点2位以下を四捨五入している。

3. 財政力指数の増加度＝改革による財政力指数－現行の財政力指数

(出所) 表1、表2から筆者作成

いがあるといえる。表4ではわからないが、「一律負担率引上げ」タイプでは財政自立度で19市を50.1%以上に、その増加度で13市を5.1%以上にすることができる。この結果は拙稿『「三位一体改革」と地方財政—大阪府と岐阜県の市町村におけるシミュレーション分析—』（地方財務、04年3・4月号）でのそれと対照的である。つまり、ここでは上述の「比例負担率化」のケースにおける20市、16市を上回るのではなく下回る。この最大の要因は、地方交付税に関するモデル設定において基準財政需要額の縮小度をより小さくしているからである（都市では3.3%に対して0.9%）。この両結果は都市で交付税縮小が進むほど、「一律負担率引上げ」のケースを選択する方が市全体の財政自立度をより高めるために望ましいことを示唆している。

2. 交付税依存度と財政力指数の変化

次に、財政力指数や交付税に関する指標の変化を総括する。交付税依存度の変化をみると、市、町村のいずれにおいても普通交付税のウエイトは低下し、とくに財政力指数0.6~0.9の団体でその減少度が大きい。市では改革前の「20.1~30.0%」の4団体、「0.0%」つまり不交付団体の4団体が改革後にゼロ、8団体になり、大きな効果があることを確認することができる（表11）。財政力指数0.67の交野市、0.85の枚方市が、町村では0.65の熊取町、0.61の豊能町が、6.5%、6.3%、7.7%、6.7%の減少度で最上位に位置する。

普通交付税減少率では、とくに財政力指数0.6~0.9の市、町村において「20.1~60.0%」の高い数値を示し、大きな効果を及ぼすことがわかる。市にみる「100.0%」の4団体はいうまでもなく交付税不交付団体化を示す（表10）。この指標では市より町村の方が相対的に低位にとどまる。

財政力指数の変化をみると、市、町村の両方で改革の効果はかなりあらわれることがわかる（表13）。改革前には府内33市のうち21（64%）、11町村のうち3（27%）が0.70以上であったが、改革後には32（97%）、6（55%）まで増加する。その増加度では27市（82%）が「0.080~0.119」以上、2市（6%）が「0.120~0.159」以上に位置する（表14）。交付税不交付団体数の変化をみると、府内では5から9に増加する。吹田市（02年人口34.2万人）、箕面市（12.1万人）、泉佐野市（9.9万人）、高石市（6.2万人）、田尻町（0.7万人）に加えて豊中市（38.8万人、01年度財政力指数0.98）、茨木市（25.8万人、0.96）、池田市（10.0万人、0.90）、摂津市（8.4万人、0.97）が不交付団体となる。この地域に居住する人口の割合（対府内総人口）は7.3%から16.9%まで増大する。改革前、改革後の財政力指数0.89、0.93の大阪市（248.4万人）が加われば45.7%に上昇するが、このための負担率アップの是非については検討を要しよう。

歳入総額増減率をみると、町村では田尻町（2.2%）と熊取町（0.0%）を除く全ての団体がマイナスであるが、-0.1~-0.9でほとんど変動はない。他方、市では大阪市（-0.3）を除く全ての団体がプラスで、とりわけ財政力指数0.9以上の団体は高い数値を示し、吹田市は6.3%、茨木市は5.1%で最上位を形成する。

「1.9%の一律負担率引上げ」タイプと比較すると次のことが明確になる。とくに市（交付税不交付団体を除く）では普通交付税減少率、交付税依存度や交付税不交付団体数の変化に目立った違いはみられないのに対し、財政力指数の増加度で小さくない差異をみつけることができる。「一律負担率引上げ」タイプは財政力指数で32市を0.70以上にする点で同じであるが、その増加度で大阪狭山市（01年度財政力指数0.69）、枚方市（0.85）、箕面市（1.00）など7市（21%）を「0.120~0.159」以上にすることができ、より大きな効果をあげる（「0.080~0.119」以上、24市）。

市のうち大阪市では地方税増加率や財政力指数の増加度が最も低く、財政自立度の上昇幅が低位にとどまり、歳入総額が唯一減少する。「1.9%の一律負担率引上げ」タイプと比較すると、各指標で違いはほとんどみられない。京都市をみると、類似の傾向を確認することができる。このことから「改革」の効果は大都市ではほとんどないため、「市（都市）」で一括りにしない慎重な評価が必要である。大都市で地方税のウエイトの大幅な増大、交付税不交付団体の増加が困難な理由は都市（大都市を除く市）と比較すると明確になる。前者については市税に占めるウエイトがより低い所得割の増加が与えるインパクトは小さく、後者については1人当りの普通建設事業費

支出金や主要な負担補助金がより高いために基準財政需要額への大規模な振り替えをもたらす、という税財源構造、さらにこの背景にある経済構造の違いによる。

大阪府内の全市町村（44団体）における「三位一体改革」のシミュレーション結果から次のことが明らかになった。都市全体で財政自立度や財政力（指数）を高めるためには、現行の軽度の累進税率を前提として均等に「負担率」を引き上げる個人住民税拡充の方が望ましい。

Ⅲ．京都府内の44市町村における「三位一体改革」のシミュレーション

1．個人住民税拡充と財政自立度

京都府内の全市町村を事例とした、市町村民税所得割の「比例税率化」のケースによる「三位一体改革」のシミュレーション結果を、「一律負担率引上げ」のケースと比較しながら示す。

所得割額の平均負担率をみると、12市の全てが「4.1～5.0%」、32町村のうち26が「3.6～4.5%」、12の過疎団体のうち9が「3.6～4.0%」に位置している（表5）。大阪府内の市、町村に比して歴然たる格差がある。過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定されている美山町（3.9%）、夜久野町（3.8%）、伊根町（3.7%）は低額所得階級のウエイトが高い地域で、納税義務者総数の73.2%、74.5%、77.9%が課税所得金額階級「200万円以下」、1.1%、0.6%、1.2%が「700万円超」に属する。改革による平均負担率の増加度をみると、市の全てが「1.81～2.60%」、26町村が「2.21～3.00%」、9過疎団体が「2.61～3.00%」に位置する（表6）。美山町、夜久野町、伊根町は2.70%、2.81%、2.85%である。財政力指数が低い、人口規模が小さい、第1次産業従事者割合が高い団体ほどその程度が増す傾向にある。

財政自立度の変化をみると、「改革」は市および財政力指数0.6～0.9の町村で大きな効果を及ぼす。町村ではその前には23団体（72%）が20.0%以下であるが、その後でも21団体（66%）までにしか低下しない（表8）。その増加度では12市のうち9が「4.1～5.0%」以上に位置することになる（表9）。他方、全町村の66%に相当する21、過疎団体の全てが「1.1～3.0%」にとどまる。美山町、夜久野町、伊根町をみると、改革前13.2%、8.8%、5.1%であるが、改革後でも15.1%、11.0%、6.3%にとどまり、1.9%、2.2%、1.2%しか増大しない。

地方税増加率（金額ベース）では、市より町村の方がより高い数値を示し、とくに財政力の弱い団体ほど強い傾向がみられる。32町村の6割5分、2割強にあたる21、7で地方税収を1割5分以上、2割強以上増加させるほど、所得割の負担が重くなる（表7）。美山町、夜久野町、伊根町は11.7%、23.0%、20.9%である。市では京都市（02年人口138.7万人、01年度財政力指数0.66）が最低の9.8%、城陽市（8.4万人、0.61）が最高の18.7%で、両者には9%の格差がある。京都市を除いた平均が15.0%であることから、その例外的地位を確認することができる。

「1.9%の一律負担率引上げ」タイプと比較すると次のことが明確になる。町村では平均負担率はより大きな上昇を示し、とくに過疎団体ではその傾向が一層強くなり、さらに地方税増加率でも大きく上回る。他方、財政自立度の変化に目を向けると、厳密に照合しない限りほとんど違いがみられない。表4ではわからないが、「一律負担率引上げ」タイプでも21町村が20.0%以下となる。また、その増加度でも11過疎団体が「1.1～3.0%」に位置する。いずれのケースにおいて

も効果はわずかであるといえる。

2. 交付税依存度と財政力指数の変化

ここでは財政力指数や交付税に関する指標の変化についてシミュレーション結果を整理する。交付税依存度の増減効果をみると、町村、市のいずれにおいても普通交付税のウエイトは低下するが、前者では改革前で21団体(66%)が30.1%以上であったのに対し、改革後でも19団体(59%)がその位置にとどまる(表11)。また、とくに過疎団体でその減少度は小さく、6町が「0.0~2.0%」、残りの6町が「2.1~3.0%」に位置し、久美浜町と笠置町が2.7%で最大である(表12)。対照的に市のうち財政力指数の高い団体ではその割合は大きくなる。美山町、夜久野町、伊根町では普通交付税の割合の減少度は0.8%、2.2%、0.7%、普通交付税減少率は4.5%、6.0%、4.1%で、地方税増収率や財政自立度の変化をあわせてみると、一般財源の構造はほとんど変化しない。

普通交付税減少率(金額ベース)では市でより高くなり、とくに財政力指数0.7~0.9の団体でその傾向が強くなる。しかし、財政力指数が相対的に高い大阪府内の市と比べると、その程度は低位にとどまる。他方、32町村のうち28が「0.0~20.0%」、21が「0.0~10.0%」、過疎団体の全てが「0.0~10.0%」、その2割5分に相当する3が「0.0~5.0%」に位置する(表10)。町村では「改革」によって基準財政収入額が一定増加しても、基準財政需要額に大きな縮小がみられないからである。

財政力指数の変化をみると、町村、市の両方で改革の効果はかなりあらわれるが、その増加度では両者に格差があることを確認することができる。12市のうち11(92%)が「0.080~0.119」以上であるのに対し、全町村の78%にあたる25が「0.040~0.079」以下である(表14)。交付税不交付団体数は1から3に増加し、久御山町(02年人口1.7万人、01年度財政力指数1.21)に加えて長岡京市(7.7万人、0.86)、大山崎町(1.5万人、0.86)が含まれるようになる。この地域に居住する人口の割合(対市内総人口)は0.7%から4.3%までにしか増大しない。大阪府の都市に比して人口規模や財政力指数が相対的に低いことが結果にあらわれている。

歳入総額の増減率では市に比して町村で減少幅がより大きく、久御山町(4.7%)と大山崎町(1.7%)を除く全てでそれは減少する。詳細にみると、30、19の町村が「0.0~-3.0%」、「-1.1~-2.0%」となるが、この主たる要因は特定財源の縮小である。他方、市の全てが「-0.1~-2.0%」に位置し、あまり変動しないことがわかる。

「1.9%の一律負担率引上げ」タイプと比較すると次のことが明確になる。町村では交付税依存度、財政力指数、交付税不交付団体数の変化でほとんど違いがみられないのに対し、普通交付税減少率はより高くなる。この指標について、「一律負担率引上げ」タイプでは25町村が「0.0~10.0%」、5過疎団体が「0.0~5.0%」に位置することになる。

京都府の全市町村(44団体)における「三位一体改革」のシミュレーション結果から次のことが明らかになった。「比例負担率化」のケースに比して地方税の増収率や交付税の減少率の上昇度をより小さくし、他方、他の主要な指標の変化を同じにすることができる現行の軽度の累進税率を前提とした「一律負担率引上げ」のそれが「改革」にとって望ましい。

Ⅳ．「三位一体改革」シミュレーションの含意

大阪府内および京都府内の全市町村を事例とした市町村民税所得割の「6.7%の比例税率化」と、現行の軽度の累進税率を前提とした「1.9%の一律負担率引上げ」の両ケースによる「三位一体改革」シミュレーションから次のことがわかる。

「比例税率化」のケースでは、都市自治体において財政自立度（歳入に占める地方税の割合）、地方税増加率の上昇度が小さく、財政力指数（財政力）の増加度も低い。農村・過疎自治体では地方税増加率、交付税減少率は高いものの、財政自立度はそれほど大きくならず、交付税依存度（歳入に占める普通交付税の割合）もあまり低下しない。後者における地方税の高い増加率は低所得層の負担上昇率が大きいことによる。その理由は農村・過疎地域では平均的な所得水準が低いいため、「平均負担率」の引上げ幅が大きいからである。「負担率」の変化は各所得階層において異なる。高所得層は個人住民税を軽減されるのに対し、低所得層は負担増加となる。とくに低所得層の「負担率」は現行の2.6倍増大する。

「一律負担率引上げ」のケースでは当然の結果であるが、都市自治体において財政自立度、地方税増加率の上昇幅は大きく、財政力指数の増加度も高くなる。これに対して農村・過疎自治体では地方税収自体の増加率、交付税の減少度は低い。したがって、財政自立度はわずかしこ上昇しないし、交付税依存度もそれほど低下しない。後者における地方税の低い増収率は低所得層の負担上昇率が小さいことによる。これは低所得層が負担する個人住民税のウエイトがきわめて高いためである。

上述の結果の含意は次の点にある。第一に、所得税の一部移譲による個人住民税の拡充にあたっては「比例税率化」は望ましくなく、現行の軽度の累進税率構造が堅持されなければならない。

第二に、「一律負担率引上げ」は都市団体により高い税源拡充効果をもたらすので、財政移転をより大きな規模で縮小することができる。したがって、地方交付税制度を本来の財政調整制度としての機能に純化する。これに反して「比例税率化」ではそのような効果は減殺される。市町村に対する地方交付税の5割弱（01年度決算4.4兆円）、国庫および府県支出金の7割強（5.3兆円）が市（特別区を含む）向けである（うち大都市分0.8兆円、1.3兆円）。農村団体では都市に比して歳入に占める交付税の割合の減少度は相対的に小さいが、その基本的な役割は財政力の弱い団体、つまり農村・過疎団体に対する財政調整や財源保障（ナショナル・ミニマム）である。地域間税収格差の縮小に対するインパクトは小さいが、交付税改革で十分に対応すればよい。重要なのはそのプロセスである。

第三に、都市では人口10万人以上を目安として交付税不交付団体が全国的に増加する。これは両ケースに共通しているが、「一律負担率引上げ」のケースで顕著である。人口10万人以上の市（都市）は224団体（03年4月現在）で、全国677市の約1／3を占め、居住人口の割合（対総人口）は60%におよぶ。交付税不交付団体となる可能性が高い財政力指数は0.80以上である。これは大阪府だけでなく全体的に都市的地域である東京都および神奈川県の団体にあてはまる。しかし、都市（人口10万人以上）の多くをそれにするためには4～5兆円規模（2.3兆円の2倍相当）の税源

移譲額が必要である。

第四に、農村・過疎自治体では地方交付税を中心とする財政移転が引き続き財源面の支柱とならざるをえない。いずれのケースにおいても財政自立度の上昇が小さく、交付税依存度もそれほど低下しないからである。

ま と め

本稿では個人住民税所得割の課税標準額を用いた税源移譲シミュレーションについて、「比例税率化」のケースと、現行の軽度の累進税率にもとづく「一律負担率引上げ」のケースとで「三位一体改革」をシミュレーション分析し、都市・農村関係の視点からその含意を明らかにした。

この研究では課税標準額に対する「平均負担率」（現在、それは都市的自治体で大きく、農村的自治体で小さい）という概念の導入が決定的な意味を持つ。所得割の比例税率化は、所得水準の高い都市自治体において税源拡充効果、つまり財政自立度の引上げ効果が相対的に小さいのに対し、農村・過疎自治体では税収の増加幅は大きくなるが、財政自立度はそれほど高くない。このことは後者では交付税中心の財政移転が依然として財源システムの柱となることを示している。

「三位一体改革」の前進にとって、当面、比例税率化の想定はマイナス面が多く、現行の軽度の累進税率を前提として、課税標準額に対する「負担率」を均等に引上げる所得税移譲＝個人住民税拡充の方が望ましいことは明らかである。

注

- 1) 「骨太方針」（「基本方針」）は「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（01年6月26日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（02年6月25日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（03年6月27日閣議決定）をさす。なお、「構造改革と経済財政の中期展望について」（02年1月25日閣議決定分、03年1月24日閣議決定分）も「三位一体改革」について言及している。
- 2) 地方の税源拡充のシミュレーションについては、内山昭「地方分権と税源移譲論」（経営と情報第12巻第2号、00年4月）、東京都税制調査会『東京都税制調査会答申—21世紀の地方主権を支える税財政制度—』（00年、東京都主税局）などいくつかの研究成果がある。前者は22府県、後者は全都道府県、全市町村を対象にしている。
- 3) 兼村高文・佐竹正好・稲田圭祐「市町村民税拡充のシミュレーション分析—千葉県・島根県全市町村の増収推計と財政分析—」（地方財務、02年1月・2月号）。
- 4) 内閣府編『平成13年版経済財政白書—改革なくして成長なし—』（01年、財務省印刷局）、岡本直樹・吉村恵一『【論・説】地方財政改革シミュレーション—地方主権への道標—』（ぎょうせい、02年）、なお、『平成13年度版経済財政白書』にある「三位一体改革」のシミュレーションは岡本・吉村らによるものである。
- 5) 地方税源拡充論や三位一体改革論については、宮本憲一『財政改革』（77年、岩波書店）、重森暁『地方分権—どう実現するか—』（96年、丸善）、神野直彦・金子勝編著『地方に税源を』（98年、東洋経済新報社）、井堀利宏『財政再建は先送りできない』（01年、岩波書店）、林宏昭『これからの地方税システム—分権社会への構造改革指針—』（01年、中央経済社）、伊東弘文「財政分権の具体的設計の課題」（(財)地方自治総合研究所編『地方分権の戦略』96年、第一書林）、内山昭「地方分権と地

方税拡充論—都道府県税を中心に—」（立命館経済学第49巻第5号，00年12月）などがある。とくに神野・金子両教授は個人住民税所得割の比例税率化，井堀教授は均等割の大幅引上げの代表的論者である。

- 6) 各市町村の個人住民税所得割徴収率は反映させていない。
- 7) シミュレーションに際しては，大阪府総務部市町村課財政グループ，京都府総務部地方課財政係，総務省自治税務局市町村税課の職員から提供していただいたデータをいくつか用いた。ここに記して感謝したい。
- 8) 大阪府内および京都府内の市町村における納税義務者総数に対する課税所得金額階級別（「200万円以下」，「200～700万円」，「700万円超」）の納税義務者数の割合は，平成13年度のデータが入手できなかったため，総務省『平成14年度市町村課税状況等の調』より算出された平成14年度の数値である。

（追記）「三位一体改革」の具体化は迷走した末に，2003年12月以降，04年度の改革として「所得譲与税」の創設，国庫支出金の1兆円削減，地方交付税の前年度比6.5%減，個人住民税均等割の引上げなどが確定している。これは基幹税の税源移譲を欠いていることから，本稿の課題に直接的に関わるものとはいえない。税源移譲なき財政移転の大幅縮小は「三位一体改革」の目的に反し，重大な問題を抱える。この点については稿を改めて論じたい。

（謝辞）本稿の作成にあたり，内山昭教授（立命館大学経済学部）から多くの有益なコメントをいただき，頻繁に議論の場を設けていただいた。この場を借りて深く感謝申し上げたい。

Abstract

There are two purposes in this paper. (1) About simulations of transferring sources of tax (income tax) which the basis of the assessment of the individual inhabitant tax is used, it is to consider effects on local governments in both urban and rural area by using the concept of “the average rate of tax burden” (urban area : high, rural area : low). (2) It is to make the analysis of simulations of “trinity (Sanmi-ittai) reforms” under “uniform rate” of the individual inhabitant tax and the slightly progressive rate (present system) on all of the municipalities in Osaka and Kyoto, and to clear its implications.

The uniform rate (10%) makes effects on the increase of the ratio of local tax to total local revenue (the expansion of sources of tax) relatively small in local governments in urban area high in income level. On the other hand, although it makes the rate of the increase of local tax revenue high in local governments in rural area, the ratio of local tax to total local revenue does not correspondingly get high. For the advance of “the trinity reform”, for the time being, transferring the source of tax by the method of evenly increasing “the rate of tax burden” to the basis of the assessment under the slightly progressive rate is clearly practicable, because the uniform rate has its own serious disadvantages.